

兵高教組

調査情報

2018年9月6日 10号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

英語教員への 外部検定試験の受験は強制されるものではない

8月16日付で、県教委高校教育課長名の「英語教員の英語力向上に向けた外部試験の受験について（通知）」が発出されています。内容は、県立高校・中等学校の英語教員に「英検準1級以上等に相当する」外部試験の資格を、今年度中に取得するよう努めるようにと管理職を通じて連絡をしたというものであり、また、来年の4月時点で資格未取得の教員（再任用を含む）へは「対策を検討中」とするなど、職員に不安を与えかねず、この通知には問題が多くあります。

8月16日付、通知の概要

- ・国の教育振興基本計画では、英語教員に、英検準1級以上等に相当する英語力が必要であるとされている
- ・県立高校の約3割の英語教員が未取得
- ・（管理職は英語教員に）今年度中に自主的に外部試験を受験し、資格取得に努めるよう連絡をすること
- ・2019年4月時点での資格未取得の教員（再任用教員も含む）への対策を現在検討中

多忙化が解消されていないなかの受験

4月26日、高校教育課は、事務連絡「中・高等学校の英語教員及び小学校教員の英語力の強化について」で、実用英語技能検定、TOEIC等の外部検定を英語教員に限り通常検定料金の約半額で受験できる制度を紹介し、「当該制度を積極的に活用するようご指導願います」と校長に連絡しています。

「当該制度を積極的に活用」し、英語教員が自主的に受験することは問題ではありません。制度を活用して資格を取得した教員もおられると聞いています。

しかし、外部試験の受験は強制されるものではありません。今回の通知に関して、高教組は、高校教育課から、

「受けなければならないと定めた法律はない」

「受けなくてもペナルティはない」

と説明を受けています。

英語教員は、教育職員免許法に基づいて英語教員の免許を取得し、県の採用試験に合格して職務に従事しています。職務遂行上に外部検定試験は無関係です。

また、年度途中で年間行事や計画が決まっている中で、あと半年の間で、英語教員にだけ、受験と取得が強制されると、多忙化に拍車がかかります。年度途中で拙速な通知です。

高教組は、仮に県教委が資格取得を促すとしても、今後、期間を設けず、受験のための自己研修の保障、県教委による資格取得のための研修制度の設定、受験日の公務扱いの他、受験料の県費負担などの予算を伴う制度準備が最低限必要と考えます。

「対策を検討中」とは何か？

高教組は、「対策を検討中」という文面だけを読めば「今年度中に資格を取らない者をどう扱うかは現在検討中」と読めないかと問い合わせました。高校教育課は、通知は8月に出すが職員が目には触れるのは9月。校長会で「対策を検討中」の趣旨を説明する、としています。

しかし、すでに一部の学校では、通知が何の説明もなく英語教員に渡されており、教員から「年度途中で急に通知して、これから強制的に取らなければ処分でもするという事か」と高教組に不安と県教委への怒りの電話がありました。「対策」が、受験料の県費負担などを指すのであれば、その旨が本人に伝わるような説明が必要です。

教育への行政の介入という問題も

次期学習指導要領は、国や一部財界が求める「人材」づくりのための「資質・能力」の育成を前提とし、特定の指導方法や評価方法も規定されるという問題を抱えています。また、国の「教育振興基本計画」に基づき、各県は国の計画を「参酌」し目標や内容等を定めるとあります。

どちらも生徒たちの実態や願いとは関係なく、国が一定の数値目標と指針を押しつけ、国民を一定方向に向けていくものです。今通知は、国からの指標を「参酌」した行政の教育への介入です。

高教組に加入して、よりよい教育をめざしましょう！